

所掌事項

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。

設置根拠

図書館法第14条
宮古市立図書館条例第3条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

7人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R3. 10. 1

現任委員任期満了日

R5. 9. 30

担当課

宮古市立図書館

TEL : 0193-62-2414 内線

FAX : 0193-62-0672

E-mail : toshokan@city.miyako.iwate.jp

備考